

令和3年11月15日（月）

# 原子力災害時オンサイト医療体制の 構築に係る取り組みに対する意見

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課  
電離放射線労働者健康対策室

原子力災害時に公益財団法人原子力安全研究協会から医療スタッフを招集する仕組みが整備されるとともに、被ばく医療に係る専門家等で構成する会議体が設置されるなどの取り組みが進められていることが本会議で定期的に報告されている。

これに対し、厚生労働省としては現状の内容では災害の規模によっては実効性が担保されていない懸念があり、今後の取り組みについて次の3つの観点が特に重要と考え、必要な事項を指摘してきている。

## 1. ロードマップの策定

- ・オンサイト医療体制の構築のために短期・中期・長期的対応に分けて事業者の目標が示されているが、これらをもとに進めいつまでに達成するかの計画が示されていない。
- ・とくに中期・長期的対応に関してはそれら目標を達成するためのステップや、目処となる時期を含めた具体的なロードマップの策定が必要である。

## 2. 医療スタッフの拡充と実効性の確保

- ・公益財団法人原子力安全研究協会とオンサイト医療に係る契約を締結し、一定数の医療スタッフを招集する仕組みが整備されたが、災害発生時にその規模に応じ、必要な期間、安定して対応できる人員体制を想定したものとなっていない。
- ・被ばく医療に係る専門家等の意見・助言を得ながら、災害発生時にその規模に応じ、必要な期間、安定して対応できる人員体制を想定した上で、必要な医療スタッフを招集する仕組みを整備する必要がある。

## 3. 教育・研修の開始

- ・オンサイト医療に必要な専門的知識等を習得するための教育・研修実施について、厚生労働省「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成等事業」（平成28年）を参考に検討されているところであるが、開催時期はまだ決まっていない。
- ・早期に体制等を整備して開始される必要がある。また、当該教育・研修については、医療スタッフ候補者が専門的知識及び技能を維持できるよう定期的に行うのがよい。